

令和元年度の障がい者差別解消法に基づく本市状況について

障がい者差別解消支援地域協議会の役割の一つである、関係機関等が対応した相談に係る事例の共有について、令和元年度の状況を以下のとおり報告します。

事例 1

【相談・申出等】

城陽さんさんバスに乗車しようとした際、車椅子のためロープを設置してもらう必要があるが、運転手から介護人と一緒に乗るように言われた。障がい者は1人ではバスに乗車できないのか。結局のところスロープを出してもらい乗車することができ、降車の際もスロープを出してくれたが、気分を悪くした。運転手はスロープの対応が初めてだと言っていた。しっかり教育してほしい。

【対応】

バス会社に事実確認を行ったところ、当該運転手はスロープについて熟知している者であり、車椅子のお客様が乗車に手間取っておられたので、「介護人がいてくれば良いのに・・・」とポロっと口にしてしまったようである。

本人はその発言に関して深く反省しているとのことであったが、社内教育を改めて徹底するよう指導した。